

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	収納管理システム(市税等の滞納処分に関する事務)
行政機関等の名称	朝霞市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部収納課納税管理係
個人情報ファイルの利用目的	市税等の滞納処分に必要のため
記録項目	1氏名、2住所、3年齢、4性別、5生年月日、6電話番号、7本籍、8国籍、9続柄、10個人番号、11印影、12電子メールアドレス、13マイナンバー、14住民登録の有無、15転出先、16前住所、17届出年月日等、18死亡日時、19戸籍届出の種類、20通称名、21職業・職歴、22勤務先・通学先、23家族構成、24家庭状況、25住居の状況、26生活状況、27収入、28資産状態、29取引状況、30課税・納税状況、31公的扶助の受給の有無、32振込先金融機関名・預金種目・口座番号・口座名義人、33通知書番号・税目・年度・税額・期別・納期限、34差押・執行停止の状況、35水道水栓番号、36水道使用開始日及び中止日、37納付番号、38確認番号、39健康状態、40傷病名・傷病歴、41障害の有無・程度、42人柄・性格
記録範囲	市税等の納税義務者（1～42）
記録情報の収集方法	本人から収集（1～42） 金融機関等・保険会社、公共料金課徴会社等の債権債務関係人、官報・新聞等の出版・報道情報、裁判事件の執行機関・利害関係人、近隣居住者・不動産管理人等、納税義務者の居所・所在に関する者、税務関係諸官庁や法務局等の公共機関（1～12、14～34、39～42） 朝霞市税等収納代行会社から収集（30） 朝霞市総合窓口課から収集（1～9、14～20、23） 朝霞市生活援護課から収集（1～3、5、31） 朝霞市上下水道総務課から収集（22、24、29、32、35、36） 朝霞市長寿はつらつ課から収集（32） 朝霞市保険年金課から収集（32） 朝霞市こども未来課から収集（32） 朝霞市保育課から収集（32） 朝霞市学校給食課から収集（32）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	税務署（1～12、14～42）、県税事務所（1～12、14～42）、他の地方団体（1～12、14～42）、裁判所（1、2、10、14～17、20、25、28、30、33、34）、破産管財人（弁護士）（1、2、10、14～17、20、25、28、30、33、34）、法務局（1、2、10、14～17、20、25、28、30、33、34）、労働局（1～12、14～42）、日本電信電話（株）（1、2、5、6、10）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）市長公室市政情報課市政情報係 （所在地）埼玉県朝霞市本町1-1-1

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考	<input checked="" type="radio"/> 法定事務 <input type="radio"/> 市独自事務 ※どちらかに○をしてください。	